

西春住宅取壊し工事（第3工区）

図面番号	図面名称	縮尺
00	表紙, 図面目録	NO SCALE
01	取壊し工事特記仕様書(1)	NO SCALE
02	取壊し工事特記仕様書(2)	NO SCALE
03	取壊し工事特記仕様書(3)	NO SCALE
04	附近見取り図, 現況全体配置図	1/400
05	撤去配置図	1/200
06	整地図	1/100, 1/200
07	仮設計画図	1/200
08	住宅棟(8棟) 概要・仕上表・平面図・立面図・断面図・基礎伏図	1/100, 1/200
09	住宅棟(10棟) 概要・仕上表・平面図・立面図・断面図・基礎伏図	1/100, 1/200
10	付属棟(自転車置場・倉庫) 平面図・立面図・断面図	1/100, 1/200
11	屋外給水配管設備撤去図	1/200
12	屋外排水管及びび柵撤去図	1/200
13	屋外電力設備撤去図	1/200
14	屋外弱電設備撤去図	1/200
15	屋外ガス配管設備撤去図	1/200

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J00920

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項
	【取壊し工事】 ■ 1章 一般共通事項 ■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版） なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあっては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書（2) から5) に対するもの） 3) 特記仕様書 2) 現場説明書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日改正）に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時) また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定（図示）する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/1を超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。
1.2.14 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有（処理方法： ） ※ 無 現場において再利用を図るもの： 引渡し等 * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、 （絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 撤去時等のフロン等の取扱 建設副産物 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。 * 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1)再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2)再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t またはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
分別収集 再生資源の利用	* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/H26yoryokaisei/H26sossennriyou.pdfを参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手

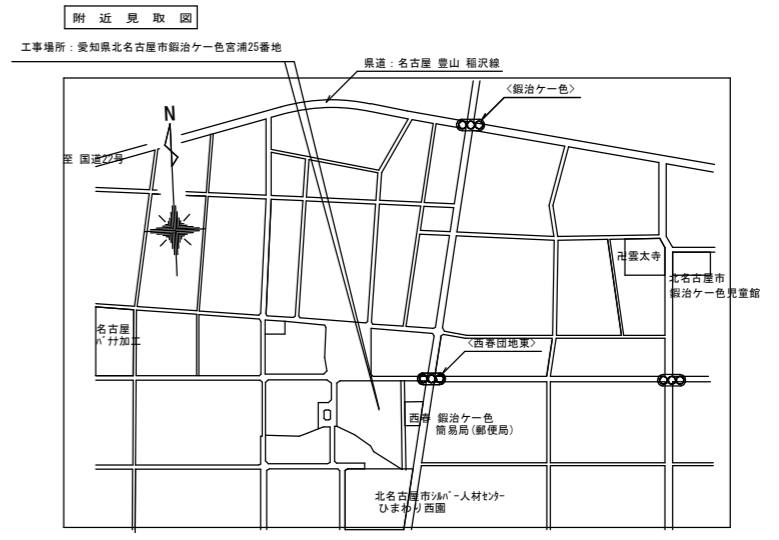
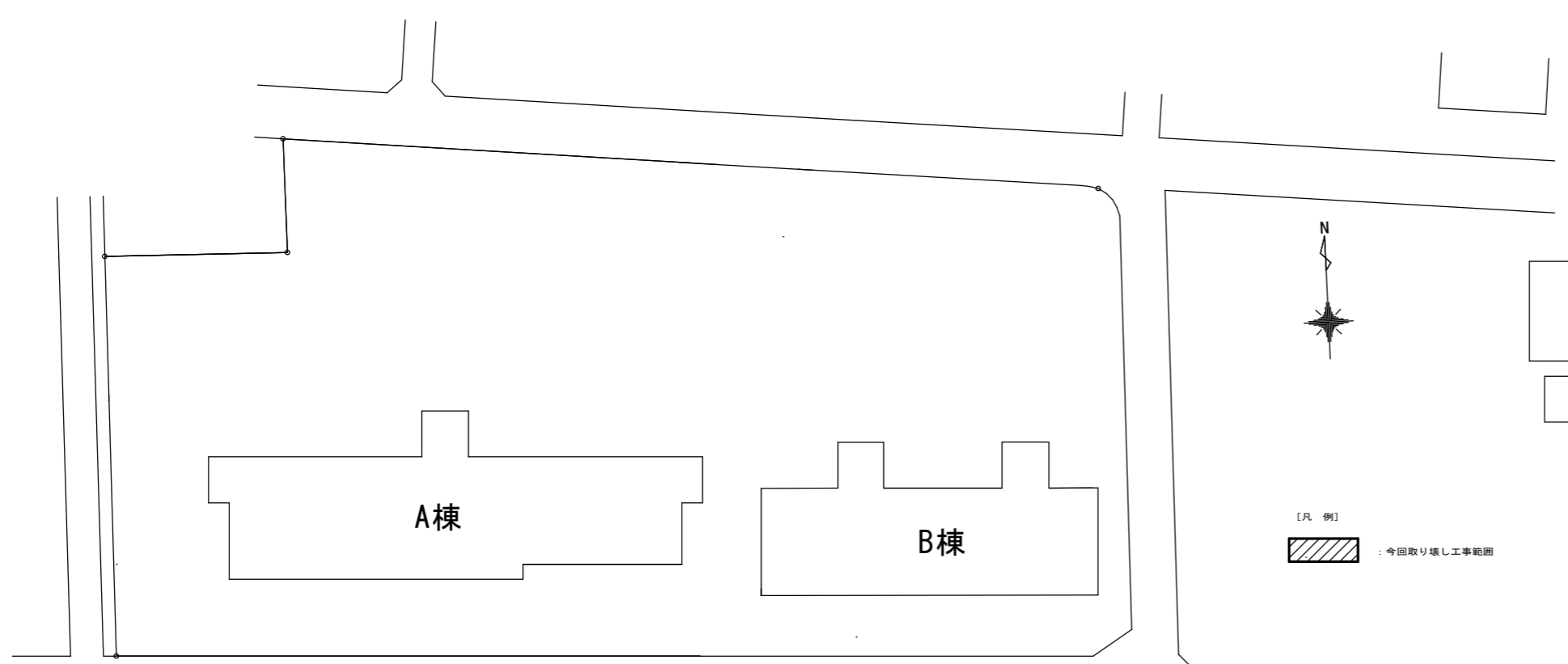
項目	特記事項												
1.3.1 足場、その他	<p>することができます。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</p> <p>* 設置する足場、棧橋、リフト等の設置： ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場：（幅：○0.6 ・0.9 ・1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板（高さ：3.0m） ・解体養生シート（高さ：・3.6 ・5.4 m） 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>												
1.3.4 監督員事務所	* 監督員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 * 標準仕上げ * 設備、備品等 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。												
1.3.5 受注者事務所その他	* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示： ※実施する ・実施しない 実施する場合は、厚生労働省愛知労働局ホームページ (http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/asbestos01/asbestos05.html) 等にて確認の上、掲示する。												
建設現場標識の設置	* 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置 《建設現場標識 共同設置の例》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 工事名 ○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) …… …… 工期 平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで 発注者 愛知県建設部建築局公営住宅課 工事監理者 ○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 …… …… </td> </tr> </table>	工事名 ○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) …… …… 工期 平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで 発注者 愛知県建設部建築局公営住宅課 工事監理者 ○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 …… ……											
工事名 ○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) …… …… 工期 平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで 発注者 愛知県建設部建築局公営住宅課 工事監理者 ○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 …… ……													
1.5.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照）別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。												
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。												
1.8.1 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工程)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行うことができる。 3) 竣工時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。</p>												
1.8.4 完成図その他	* 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 *完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">スルータ総合計画</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">西春住宅取壊し工事(第3工区)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">図面番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一級建築士登録番号 河合 純一</td> <td style="text-align: center;">第70115号 印</td> <td style="text-align: center;">縮尺 No. 01</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H29年10月</td> <td style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		スルータ総合計画	西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号		一級建築士登録番号 河合 純一	第70115号 印	縮尺 No. 01	検 図	製 図	設 計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課
	スルータ総合計画	西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号										
	一級建築士登録番号 河合 純一	第70115号 印	縮尺 No. 01										
検 図	製 図	設 計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課										

項目	特記事項
<p>■その他■ 常備図書</p> <p>建設業退職金共済制度</p> <p>施工体系図の掲示</p> <p>各種調査への協力</p> <p>工事中の安全管理</p> <p>工事コスト調査の協力</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任</p> <p>工程表・工事費内訳明細書</p> <p>騒音・振動対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>貨物自動車等の車種規制</p> <p>特定特殊自動車の燃料</p> <p>工事の下請負</p> <p>施工体制</p> <p>現場代理人 事故報告</p>	<p>・提出しない</p> <p>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成25年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 建築物解体工事共通仕様書〔平成24年版〕</p> <p>* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。</p> <p>* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。</p> <p>* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をする事。</p> <p>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>* 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された場合、現場代理人は継続的に地震関連情報の収集に努め、危険と判断される場合は、工事中の建築物その他工作物等について、安全対策を講じた上で現場作業を中止する。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り ・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW） (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)</p> <p>* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/)</p> <p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p> <p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>
<p><仮設工事> 25.3.2 騒音・粉じん等の対策</p> <p><解体施工> 25.4.3 事前措置</p> <p>25.4.14 杭</p> <p>25.4.15 構内舗装等</p> <p>25.4.16 地下埋設物及び埋設配管</p> <p><建設廃棄物の処理> 25.5.3 建設廃棄物の処理計画</p> <p>25.5.7 再資源化等</p> <p>25.5.8 産業廃棄物広域認定制度</p> <p>25.5.9 再資源化完了報告書等</p>	<p>■建築編 25章 除去工事■</p> <p>* 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 * 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による</p> <p>槽内の汚水、汚物の事前措置：※25.4.3(8)による ・() ・図面による</p> <p>杭： ・撤去(解体)する(工法：※引抜き工法 ・破碎する) ※残置する(位置は図面による) 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理： ※分別解体する ・()</p> <p>既存樹木： ※伐採、抜根 ・移植(移植するもの、移植先：) ・図面による</p> <p>地下埋設物等： ※図示のものを撤去する ・残置する(位置、種別等は図面による) 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。</p> <p>分別収集： ・しない ※する 「リサイクルガイドライン別表3」による</p> <p>(1) 蛍光灯及びHIDランプ ・再資源化する ※再資源化しない (2) 高湿ポリ塩化ビニル管及び継手 ・再資源化する ※再資源化しない (3) ガラス ・再資源化する ※再資源化しない</p> <p>* 木材を指定建設資材廃棄物として縮減： ※しない(再資源化施設へ搬出) ・する * 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用： ・する() ・しない</p> <p>* 産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理： ・する ※しない</p> <p>建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p>

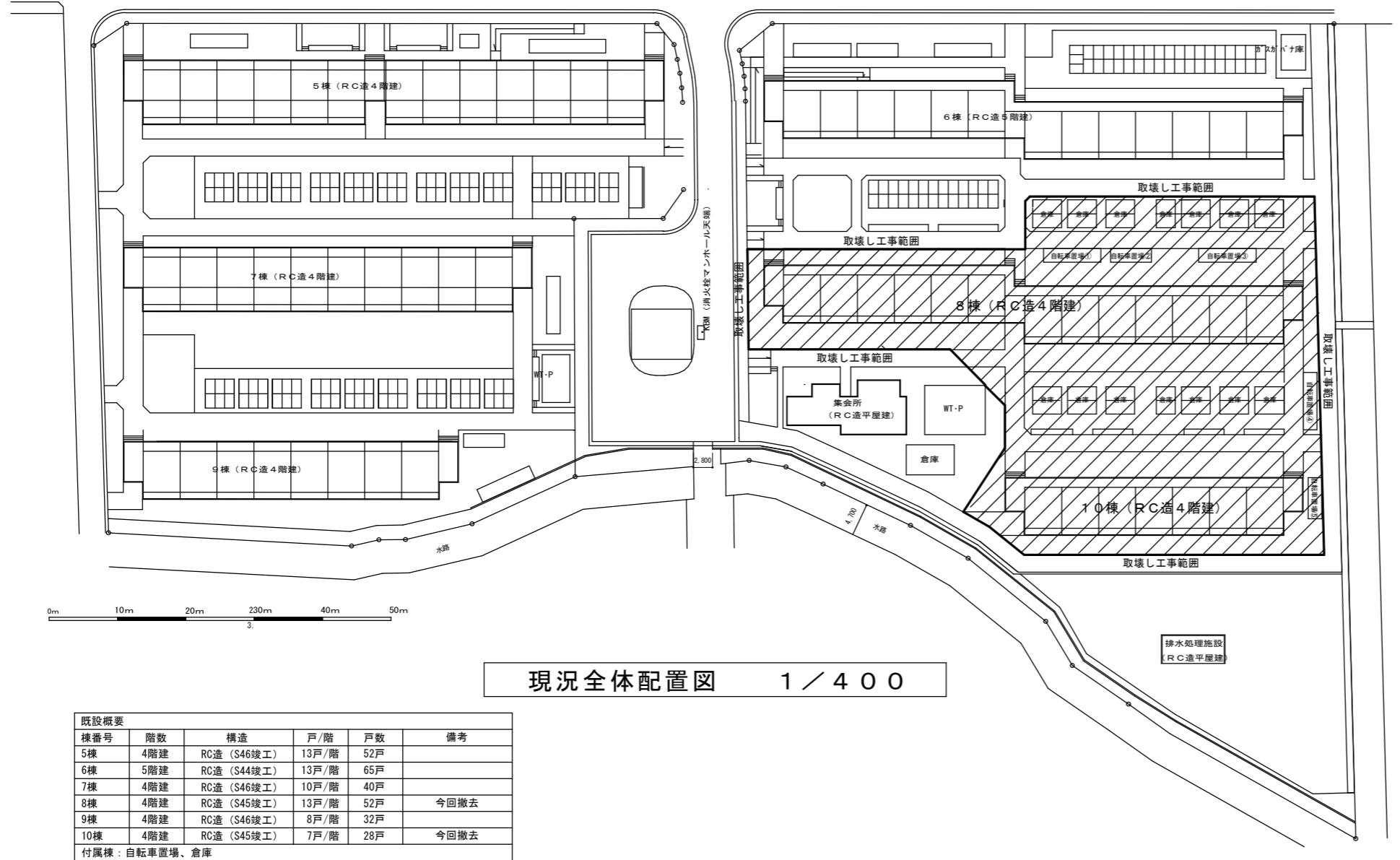
項目	特記事項												
<p>25.5.11 注意を要する建設廃棄物</p> <p><特別管理産業廃棄物の処理> 25.6.1 施工調査</p> <p>25.6.5 特別管理廃棄物の処分</p> <p>25.6.7 PCBを含む機器類</p> <p>25.6.8 PCB含有シーリング材</p> <p>25.6.9 廃油</p> <p>25.6.10 廃酸・廃アルカリ</p> <p>25.6.11 ダイオキシン類</p> <p><アスベスト建材の除去等> 25.7.1 適用範囲</p> <p>25.7.2 施工調査</p> <p>25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定</p> <p>25.7.5 石綿作業主任者</p> <p>25.7.7 保護衣、作業衣</p> <p>25.7.11 アスベスト吹付材除去</p> <p>25.7.12 アスベスト保温材除去</p> <p>25.7.13 アスベスト成形板除去</p> <p><特殊な副産物の処理> 25.8.3 施工調査</p> <p>25.8.6 特殊な副産物の回収等</p> <p>25.8.7 特定物質</p> <p><その他></p>	<p>処理に注意を要する建設廃棄物の処理： ※図面による ・() ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理： ・製造業者に回収を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 25.5.11 3(1)、(2)以外のせっこうボードの処理： ※25.5.11 3(3)(イ)による ・25.5.11 3(3)(ロ)による</p> <p>特別管理産業廃棄物の分析調査： ・する ・しない</p> <p>種類() 処分()</p> <p>撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査： ・行う ※行わない</p> <p>次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p> <p>廃油の処分： ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・()</p> <p>廃酸・廃アルカリの処分： ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・()</p> <p>サンプリング調査： ・行う ※行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法： ※図面による ・() 処分方法： ※図面による ・()</p> <p>大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理：()</p> <p>アスベスト含有分析調査： ・行わない ・行う()</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定： ※行う(図面による) ・行わない</p> <p>石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。</p> <p>監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。</p> <p>* 工法 除去工法： ※25.7.11 2(1)(イ)～(ニ)による ・() 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置： ※湿潤化 ・固定化 * 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 アスベスト含有吹付け材の処分： ・25.7.11 3(4)(イ)による ・25.7.11 3(4)(ロ)による</p> <p>25.7.11「アスベスト含有吹付け材の除去」の2、3による</p> <p>* 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板の処分： ・25.7.13 3(4)(ロ)(i)による ・25.7.13 3(4)(ロ)(ii)による</p> <p>分析調査： ・行う ・行わない</p> <p>種類、回収及び処分()</p> <p>撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。</p> <p>1) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出(騒音規制法第6条、振動規制法第6条)、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出(愛知県公害防止条例第20条第2項)、 特定建設作業の実施の届出(騒音規制法第14条、振動規制法第14条) 3) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する(確認方法等：図示又は監督職員の指示による) ・適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。</p>												
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">スルータ総合計画</td> <td>西春住宅取壊し工事(第3工区)</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一 印</td> <td>取壊し工事特記仕様書(2)</td> <td>No. 02</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H29年10月</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	スルータ総合計画		西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号	一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一 印		取壊し工事特記仕様書(2)	No. 02	検図	製図	設計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課
スルータ総合計画		西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号										
一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一 印		取壊し工事特記仕様書(2)	No. 02										
検図	製図	設計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課										

項目	特記事項																																																																																	
<p>* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku から入手すること。</p> <p>(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>* 別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容及び解体の方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内</td> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ 外構 ）</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容及び解体の方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内</td> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容及び解体の方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内</td> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td>大成ロテック株式会社</td> <td>小牧市小木東三丁目68番地</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td>大成ロテック株式会社</td> <td>小牧市小木東三丁目68番地</td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td>大成ロテック株式会社</td> <td>小牧市小木東三丁目68番地</td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td>サンユー工業株式会社</td> <td>一宮市丹陽町九日市場字中田99番</td> </tr> </tbody> </table>	内容及び解体の方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法	容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内	・ 建築設備、内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ 外構 ）	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用	内容及び解体の方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法	容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	内容及び解体の方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法	容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート	大成ロテック株式会社	小牧市小木東三丁目68番地	・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	大成ロテック株式会社	小牧市小木東三丁目68番地	・ アスファルト・コンクリート	大成ロテック株式会社	小牧市小木東三丁目68番地	・ 木材	サンユー工業株式会社	一宮市丹陽町九日市場字中田99番	
内容及び解体の方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																															
容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内	・ 建築設備、内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 屋根ふき材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 外装材、上部構造部材	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 基礎、基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ その他（ 外構 ）	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業と機械作業の併用																																																																															
内容及び解体の方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																															
容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																																
内容及び解体の方法	工程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																															
容工 及程 び毎 解の 体作 業方 法内	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																															
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																																
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																																																
・ コンクリート	大成ロテック株式会社	小牧市小木東三丁目68番地																																																																																
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	大成ロテック株式会社	小牧市小木東三丁目68番地																																																																																
・ アスファルト・コンクリート	大成ロテック株式会社	小牧市小木東三丁目68番地																																																																																
・ 木材	サンユー工業株式会社	一宮市丹陽町九日市場字中田99番																																																																																

項目	特記事項		
	<p>スルータ総合計画</p> <p>一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一 印</p> <p>検 図</p>	<p>西春住宅取壊し工事（第3工区）</p> <p>取壊し工事特記仕様書(3)</p> <p>製 図</p> <p>設 計 H29年10月</p>	<p>図面番号 No. 03</p> <p>愛知県建設部建築局公営住宅課</p>



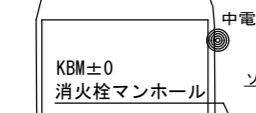
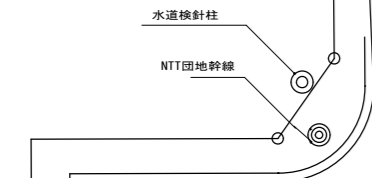
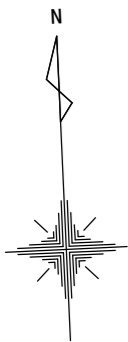
- 取壊し工事 注記
1. 工事範囲内の建物、工作物、側溝、舗装、地先ブロック、フェンス、給排水管、ガス管、土留め、植木等で図示したもの、及びその基礎は全て撤去の上、整地すること。また、埋設管の取扱いには、特に注意し、経路等を現地調査の上撤去すること。ただし、残置すると図示したものは除く。
 2. 取壊し建物に係る電力・電話引込線撤去に伴う、各電力・電話会社への必要な申請やその他施工に必要な官公庁等への手続きは請負者にて行うこと。また、支障物件については関係者に確認後施工すること。
 3. 設備関係のメーター、ブレーカー及びガスメーター等で残っているものは工事着手後監督職員の指示によること。またそれぞれの取扱いについては、各事業者と調整すること。
 4. 既設撤去側溝及び管の端部は全て閉塞すること。
 5. 工事施工中、雨水等により土砂が工事範囲外へ流出しないよう措置すること。
 6. 大型車両の工事現場への出入り時は、監督職員と協議の上、ゲート出入口等指示する箇所へ交通整理員等を配置すること。
 7. ゲート前に高圧洗浄機を配置し、周辺環境を汚さないこと。
 8. 境界杭等は現場養生すること。撤去復旧等必要な場合は監督職員と協議すること。
 9. 給水管、汚水管、雨水管の閉鎖及びマンホール撤去については監督職員、行政等関係先と協議すること。又、各住戸の便槽、汚水管は清掃、消毒の上撤去すること。
 10. 大気汚染防止法に基づき、特定工事に該当するか否かの事前調査を行い、発注者へ調査結果等を書面で説明すること。
 11. 工事範囲内のアスベスト成形板は集積、養生し適切に処理すること。工事着手前にアスベスト成形板使用箇所を確認すること。成形板の処理はアスベストの取扱い作業に係る労働安全衛生法により作業管理者の指示に従って作業すること。
 12. 工事着手前に各住戸内や工事範囲内の確認を行い、残置物があった場合は速やかに監督職員に棟番号、住戸番号、残置物の種類、数量等をまとめ報告すること。また、監督職員の指示により分別集積を行うこと。
 13. PCB調査は、家電メーカーに問合せ、結果を監督職員に報告し適切に処分すること。
 14. 蛍光灯の処分については、適正な処理が可能な処理施設へ搬出し処理すること。
 15. 建物解体時には、粉塵等の飛散を防止するため、十分な散水等を行うこと。
 16. 工程及び工事時間については監督職員と協議すること。なお、工程や工事時間を調整して騒音・振動を低減できるような努めること。
 17. 解体工事完了後（整地前）に、撤去対象物周辺を横断的に掘削し、監督職員の確認を受けること。なお、掘削位置は監督職員と協議すること。基礎部の掘削深さ：基礎下1m、掘削長さ：X方向、Y方向の両端部からそれぞれ+1m。監督職員から上記以外に掘削について指示があればその指示に従うこと。
 18. 解体工事完了後（整地後）に、敷地レベル、杭の残置位置及び杭頭の高さ（TP表示）を測量し竣工図に記載すること。敷地レベルの測定ピッチは5mとし、報告は紙及びCADデータで行うこと（KBM±0はロータリー中央の消火栓マンホール天端）
 19. 躯体の解体は、畳、内装はがし等の状況及び分別状況を監督職員が確認した後で実施すること。
 20. 廃棄物の現場外搬出をする時は、以下の事項を厳守すること。廃棄物の各品目について、最初の1台について追跡調査を実施すること。廃棄物の各品目について、10台に1台の割合で積載状況及び車両（車番）の写真を撮影すること。
 21. 発注者が中間検査を求めたときは、適切に対応すること。
 22. 工事着手に先立ち建築基準法第15条に基づく届出を行うこと。
 23. 工事期間中及び工事完了後に、近隣建物や道路に損害を与えた場合や苦情等が発生した場合は、請負者の責任において速やかに復旧、補修等の適切な処置をとり、速やかにその経緯や状況等を監督職員に報告すること。
 24. 解体工事の埋戻しは公共住宅建設工事共通仕様書3.2.3を準用し、本体建設工事に支障のないようにすること。
 25. 工事車両の乗り入れ部は鉄板養生を行い、道路、側溝等を傷つけないように十分養生すること。
 26. 撤去・残置の区分が不明な場合は、早急に監督職員と協議すること。
 27. 周辺の現況を十分に把握し、必要に応じて着手前に写真を撮ること。



既設概要					
棟番号	階数	構造	戸/階	戸数	備考
5棟	4階建	RC造 (S46竣工)	13戸/階	52戸	
6棟	5階建	RC造 (S44竣工)	13戸/階	65戸	
7棟	4階建	RC造 (S46竣工)	10戸/階	40戸	
8棟	4階建	RC造 (S45竣工)	13戸/階	52戸	今回撤去
9棟	4階建	RC造 (S46竣工)	8戸/階	32戸	
10棟	4階建	RC造 (S45竣工)	7戸/階	28戸	今回撤去

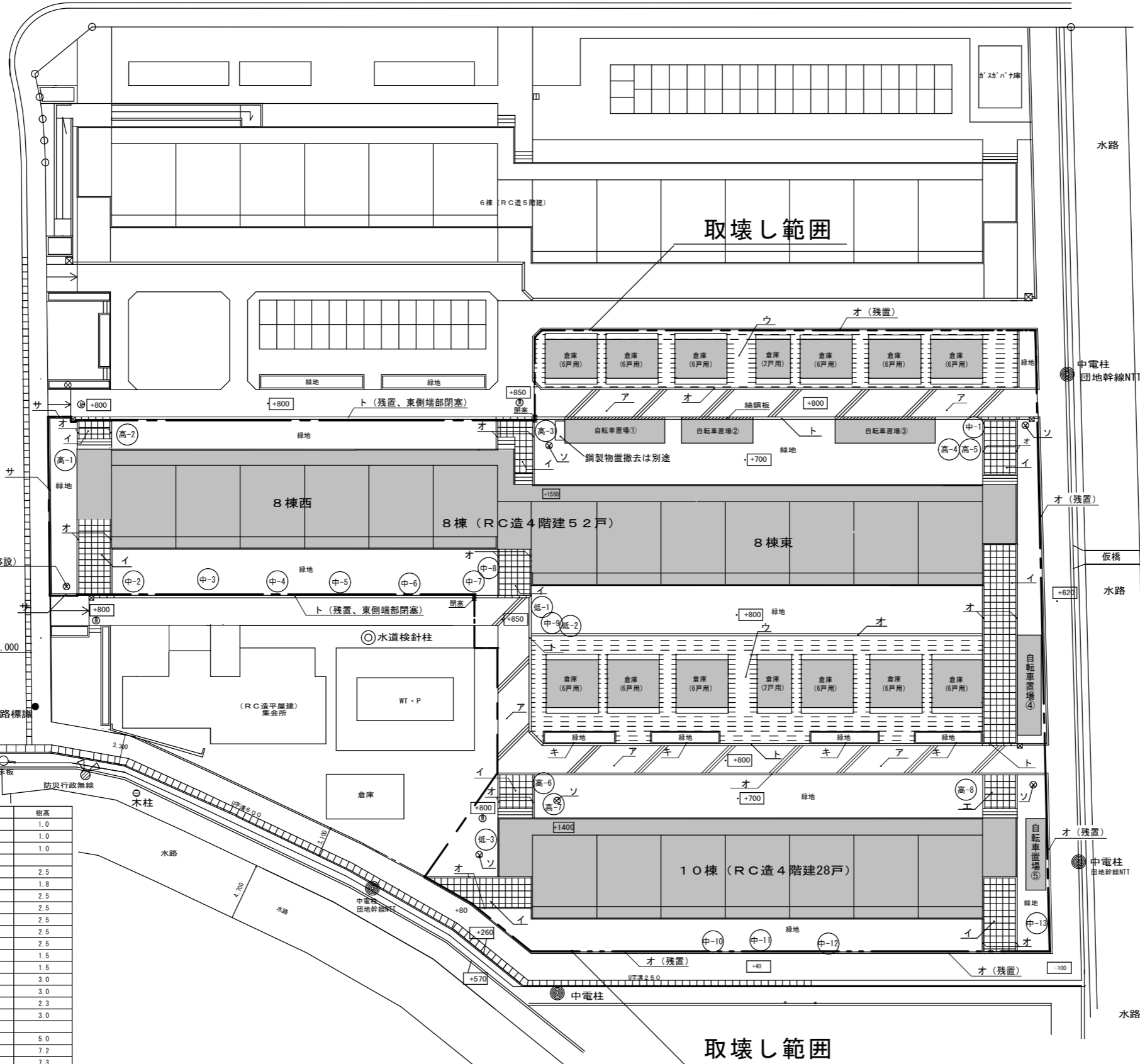
付属棟：自転車置場、倉庫

スルータ総合計画		西春日住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号	第70115号	附 近 見 取 図、現 況 全 体 配 置 図	縮 尺	NO. 04
河 合 純 一			A1:1/400 A3:1/800	
機 関	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課		
	H29年10月			



番号	樹木名称	数量	目通り	葉張り	樹高
低-1	ツツジ	1		0.8	1.0
低-2	ツツジ	1		0.8	1.0
低-3	ツツジ	1		1.5	1.0
中-1	カイズカイブキ	1	0.52	2.0	2.5
中-2	ツゲ	1		1.5	1.8
中-3	カイズカイブキ	1	0.81	2.0	2.5
中-4	カイズカイブキ	1	0.77	2.0	2.5
中-5	カイズカイブキ	1	0.7	2.0	2.5
中-6	カイズカイブキ	1	0.57	2.0	2.5
中-7	カイズカイブキ	1	0.71	2.0	2.5
中-8	サザンカ	1		1.0	1.5
中-9	ヒイラギ	1		1.2	1.5
中-10	カイズカイブキ	1	0.8	2.5	3.0
中-11	カイズカイブキ	1	0.85	2.5	3.0
中-12	ゴールドクレスト	1		0.5	2.3
中-13	カイズカイブキ	1	0.91	2.5	3.0
高-1	クスノキ	1	0.96	2.5	5.0
高-2	ケヤキ	1	1.33	3.0	7.2
高-3	ケヤキ	1	1.36	3.0	7.3
高-4	クスノキ	1	0.77	3.0	7.0
高-5	ケヤキ	1	1.26	2.0	7.5
高-6	ケヤキ	1	0.86	1.5	6.2
高-7	ケヤキ	1	0.93	1.5	7.2
高-8	ケヤキ	1	1.17	3.0	6.2

撤去樹木リスト



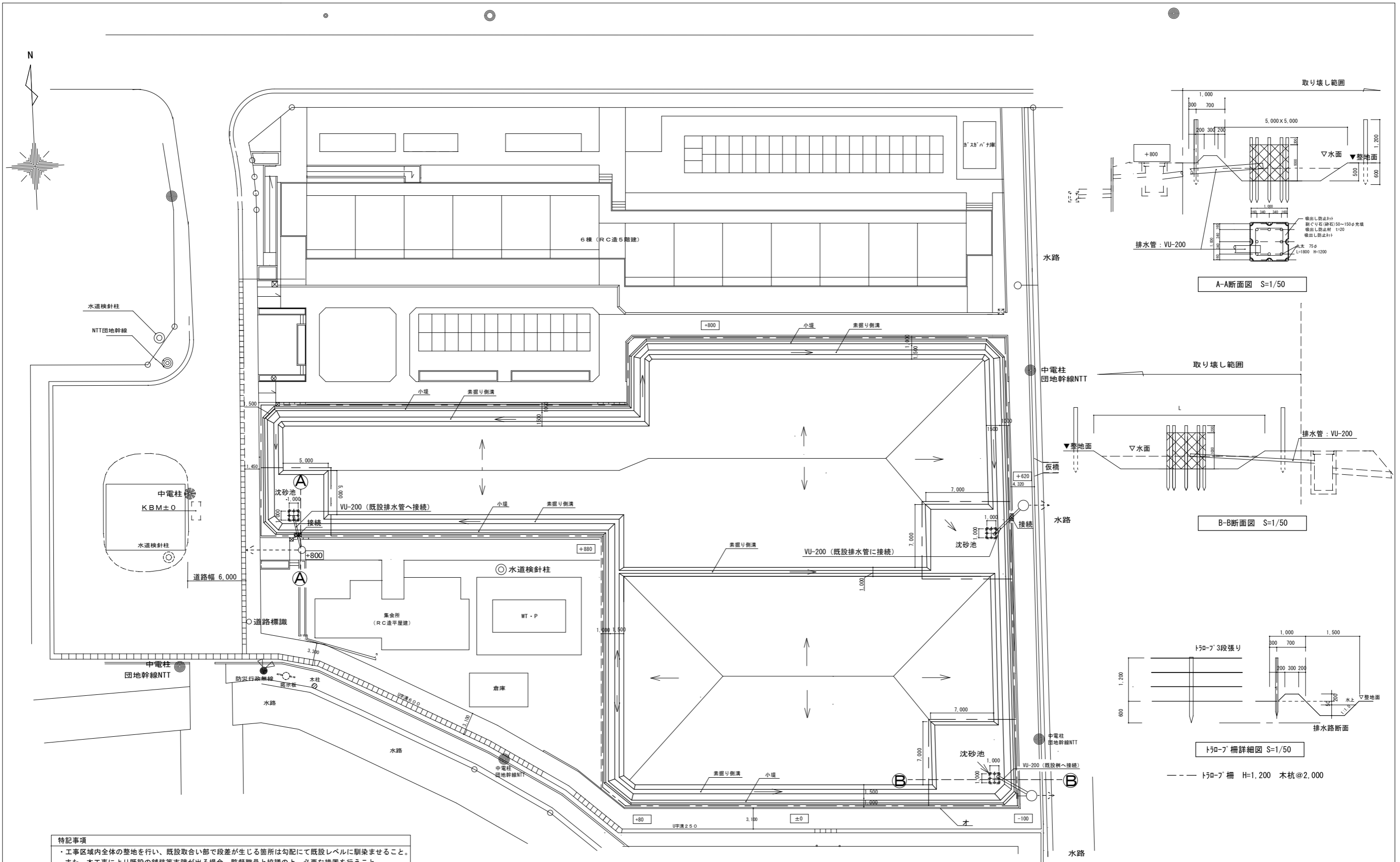
撤去配置図 1/200

工事概要			
1 住宅棟取壊し	管理戸数	床面積 (㎡)	
8棟 中層耐火構造4階建て	鉄筋コンクリート造	52戸	1,684.80
10棟 中層耐火構造4階建て	鉄筋コンクリート造	28戸	1,050.84
小計 2,735.64			
2 付属棟取壊し	面積 (㎡)		
倉庫 コンクリートブロック造 平屋 6戸用 (18.70/棟×12)	224.40		
倉庫 コンクリートブロック造 平屋 4戸用 (12.47/棟×2)	24.94		
小計 249.34			
	面積 (㎡)		
自転車置き場①, ③, ④ 鋼製 平屋 (9.0×2.0 18.00㎡/棟)	54.00		
自転車置き場②, ⑤ 鋼製 平屋 (6.0×2.0 12.00㎡/棟)	24.00		
小計 78.00			
3 舗装等取壊し	取壊し範囲内のアスファルト及びコンクリート舗装、平板ブロック、U字側溝、緑石(一部残地あり)		
※本工事で撤去しない舗装との境界にてU字側溝、緑石を一部残置			
4 樹木撤去	取壊し範囲内の低・中・高木(表記の無い低木類も含む)		
5 設備等撤去	給水管、汚水雑排水管、雨水管の撤去・閉塞、各柵の撤去 ガス管撤去(閉塞は別途工事に実施済み)、外灯撤去・移設 高置水槽電極配線、水道集中検針用配線の撤去		
6 雑工事	敷地整地(沈砂池、小堤、素掘り側溝)、仮設高置水槽電極配線		

撤去凡例	
	取壊し建物 [住棟、8棟、10棟 自転車置き場、倉庫、他]
	取壊し範囲
	ア コンクリート舗装
	イ 平板ブロック
	ウ アスファルト舗装
	オ 緑石 100×100
	キ 緑石 W120 立上り H300
	サ 緑地 W100 立上り H300
	ソ 外灯
	ト U字溝 W180 一部蓋付

その他凡例	
	マンホール
	中電柱
	NTT柱
	水道検針柱

スルータ総合計画	西春住宅取壊し工事 (第3工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第70115号 河合純	撤去配置図	NO. 05
縮尺 A1:1/200 A3:1/400		
検 図	製 図	設 計 H29年10月
愛知県建設部建築局公営住宅課		

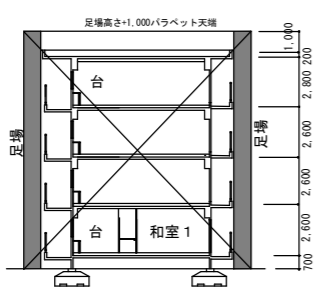
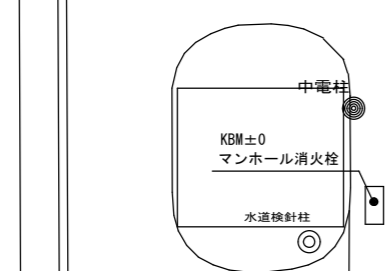
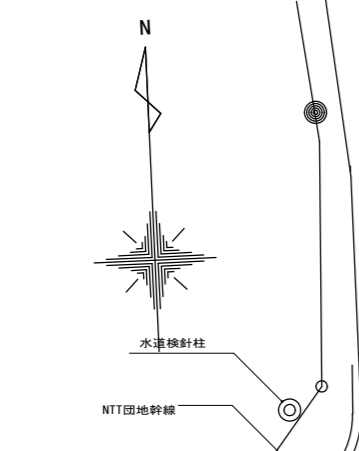
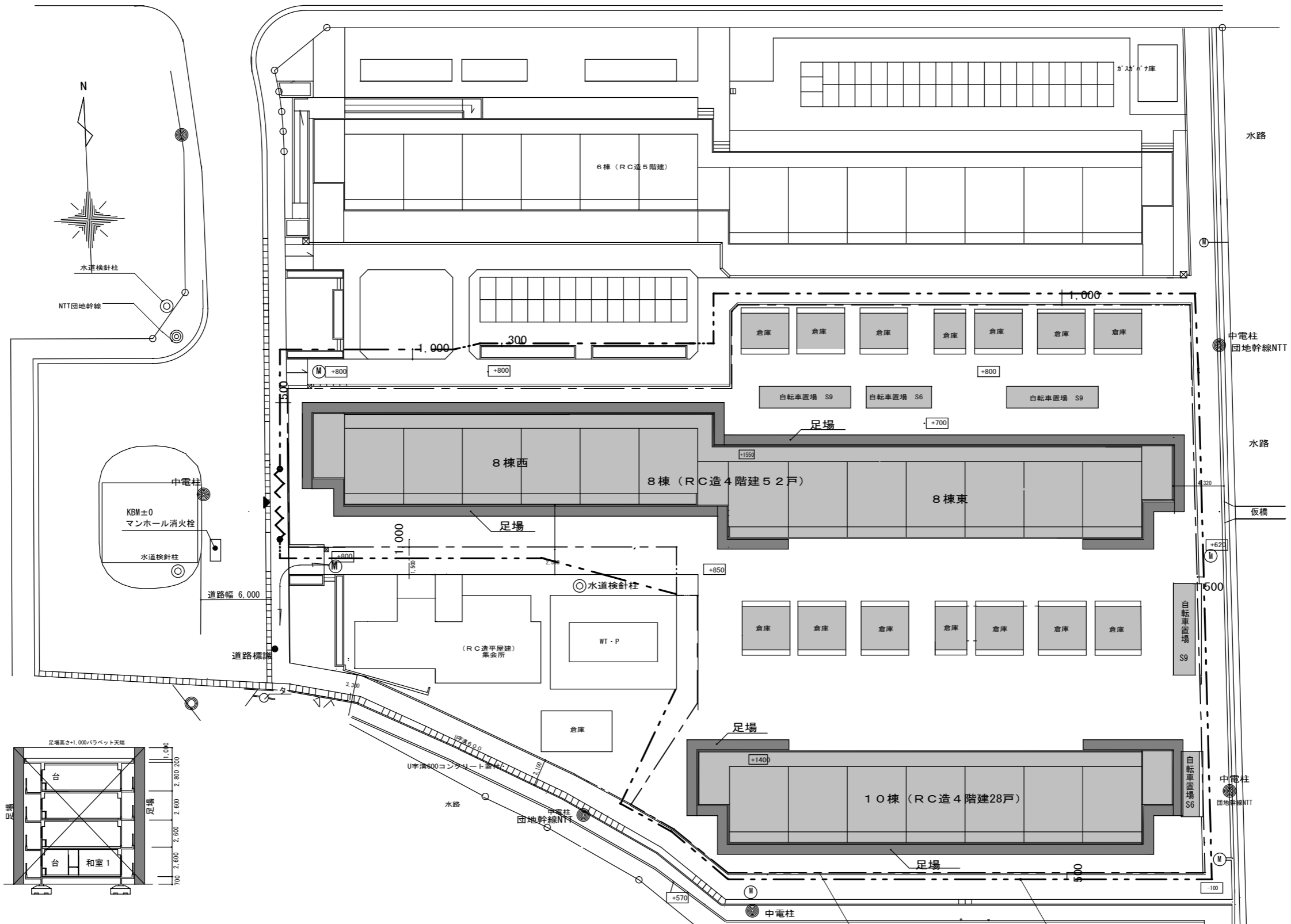


特記事項

- ・工事区域内全体の整地を行い、既設取合い部で段差が生じる箇所は勾配にて既設レベルに馴染ませること。また、本工事により既設の舗装等支障が出る場合、監督職員と協議の上、必要な措置を行うこと。
- ・場外への土砂流出に留意し、流出の恐れがある箇所へは必要な措置を行うこと。
- ・沈砂池からの排水管を既設排水管へ接続を行うものについては、沈砂池の位置を検討し決定すること。また、既設排水管の寸法を確認し、適当な寸法の新設排水管を選択すること。
- ・整地レベルは、現場状況に応じて監督職員と協議し決定すること。

整地図 1/200

スルータ総合計画	西春住宅取壊し工事 (第3工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一	整地図	縮尺 A1:1/50, 1/200 A2:1/100, 1/400
NO.06	愛知県建設部建築局公営住宅課	

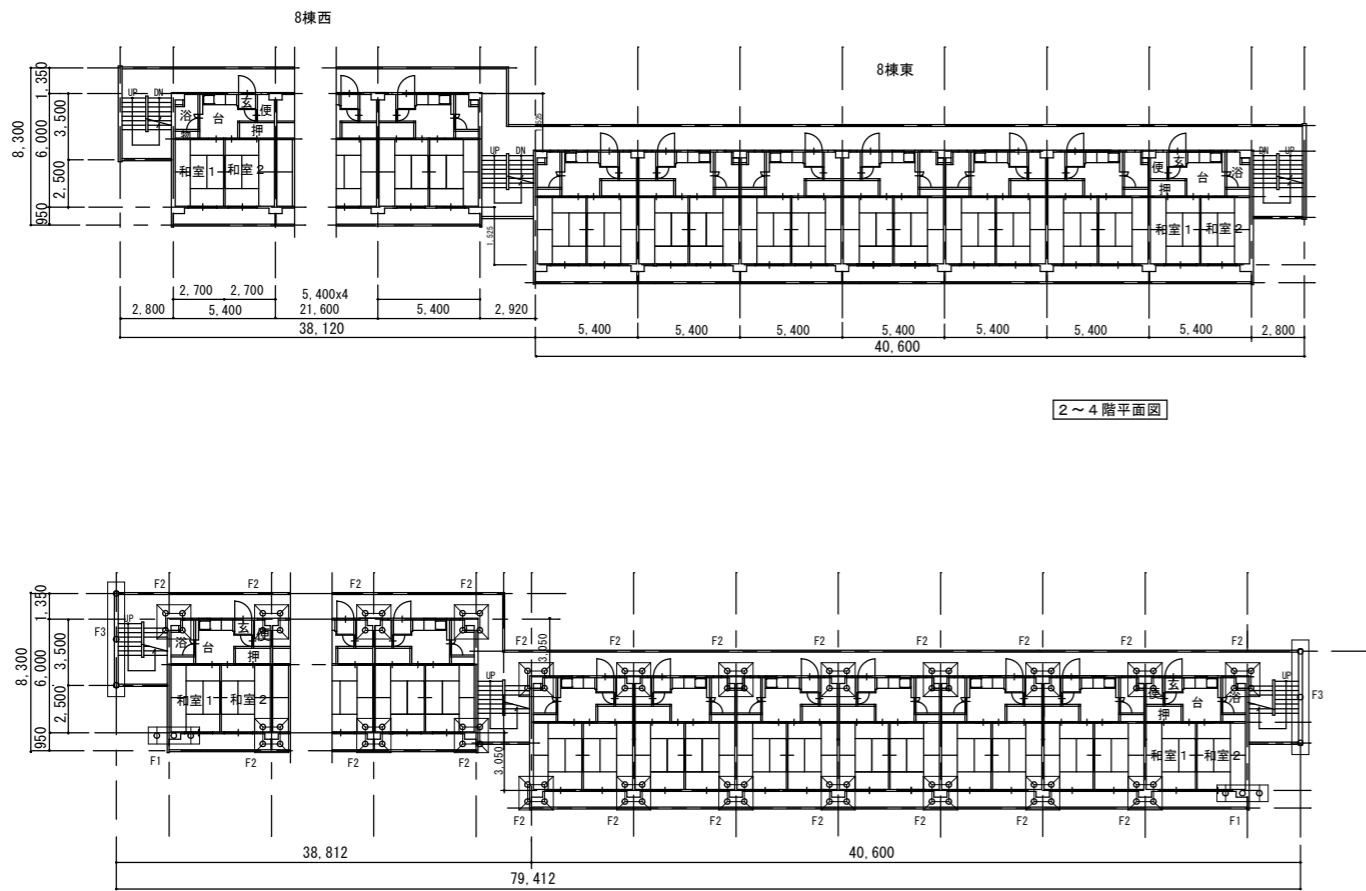


凡例	
---	取壊し工事範囲
---	仮囲い 成形鋼板 H=3,000
---	パネルゲート (W=6,000、H=4,500)
■	取壊し建物
■	足場 (W=600以上)+防音シート(建物高さ+1,000) ※足場は手摺先行据置方式又は先行専用足場方式とすること

仮設計画図 1/200

取壊し範囲 仮囲い

スルー表総合計画	西春住宅取壊し工事 (第3工区)	図面番号 NO. 07
一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一	仮設計画図	縮尺 A1:1/200 A3:1/400
検 図	製 図	設 計 H29年10月
愛知県建設部建築局公営住宅課		



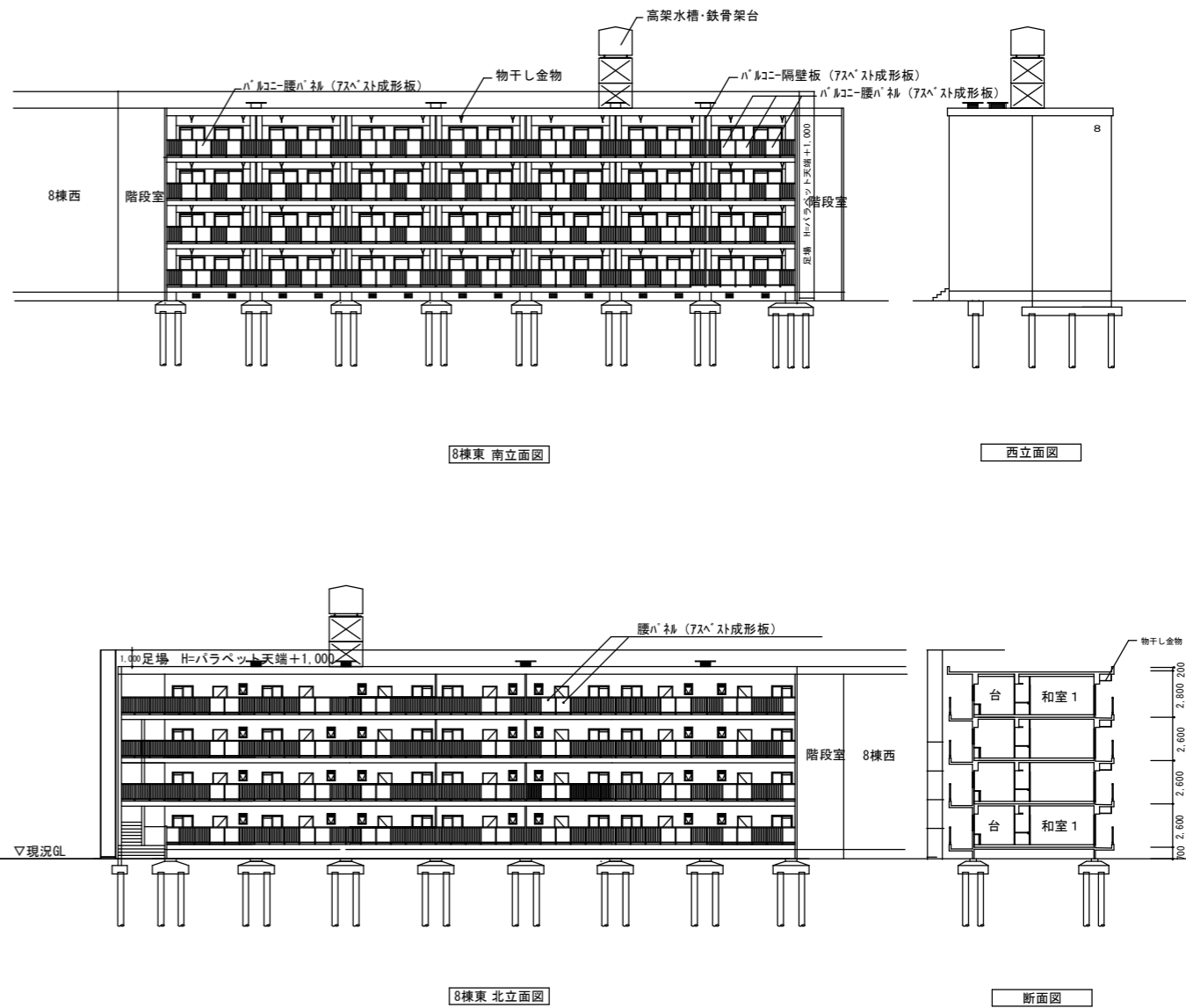
2~4階平面図

1階平面図・基礎伏せ図

面積表				
8号棟				
建築面積 561.71㎡				
	住戸数	各階床面積 (建築基準法上)	各階床面積 (地下含む・バルコニー含まず)	左記の内 階段面積
4F	13	421.20	561.71	45.74
3F	13	421.20	561.71	45.74
2F	13	421.20	561.71	45.74
1F	13	421.20	561.71	45.74
合計	52	1,684.80	2,246.84	

外部建具(アルミ・スチール) 1戸当たり				
	W	H	箇所	備考
玄関ドア	0.80	1.80	1	SD
風呂	0.45	0.60	1	AM
便所	0.40	0.60	1	AM
台所	1.20	0.60	1	AM
和室	1.50	1.75	2	SM
その他 1戸当たり				
物干し金物	0.77	0.40	2	S

住戸内部仕上表				
室名	床	壁	天井	最上階
和室1	タタミ敷	plaster 塗 合板下地の、SOP塗装	RCの上、土壁塗り	カラー plasterボード
和室2	タタミ敷	plaster 塗 合板下地の、SOP塗装	RCの上、土壁塗り	カラー plasterボード
台所兼食事室	フローリング貼	カラーボード大平版6.3mm	RCの上、土壁塗り	カラー plasterボード 流し台、水切埋
便所	防水モルタル	RCの上、SOP塗装	RCの上、土壁塗り	カラー plasterボード
浴室	RC現し	RCの上、SOP塗装	RC現し	
押入	合板張り	合板張り	RC現し	ラワンベニア

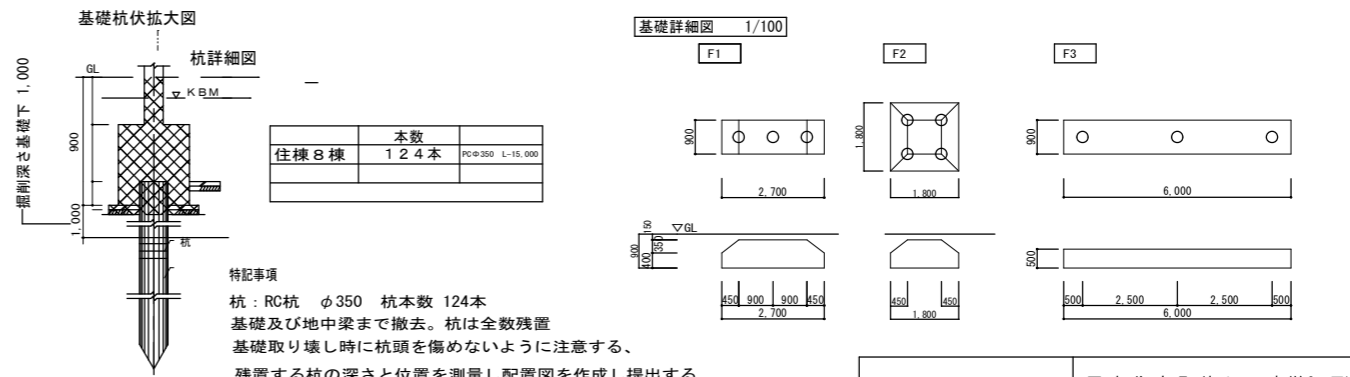


8棟東南立面図

西立面図

8棟東北立面図

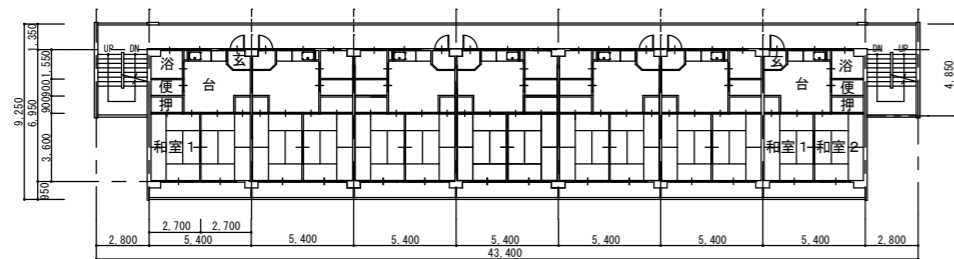
断面図



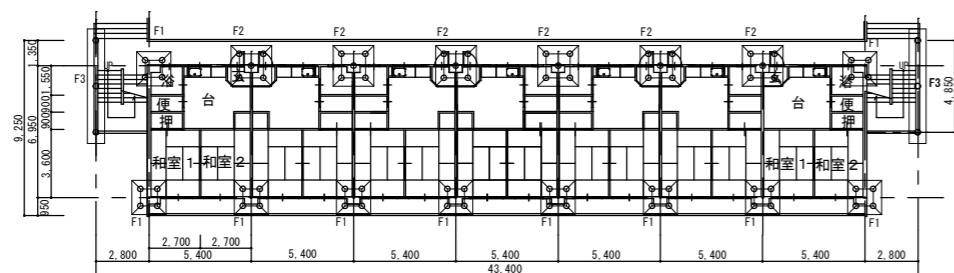
住棟	本数	PC
住棟8棟	124本	PCφ350 L-15,000

特記事項
 杭：RC杭 φ350 杭本数 124本
 基礎及び地中梁まで撤去。杭は全数残置
 基礎取り壊し時に杭頭を傷めないように注意する、
 残置する杭の深さと位置を測量し配置図を作成し提出する

スルータ総合計画		西春住宅取壊し工事(第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第70115号		住宅棟(8棟)		NO.08
河合統一		縮尺 A1:1/100, 1/200 A3:1/200, 1/400		
検図	製図	設計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



2~4階平面図

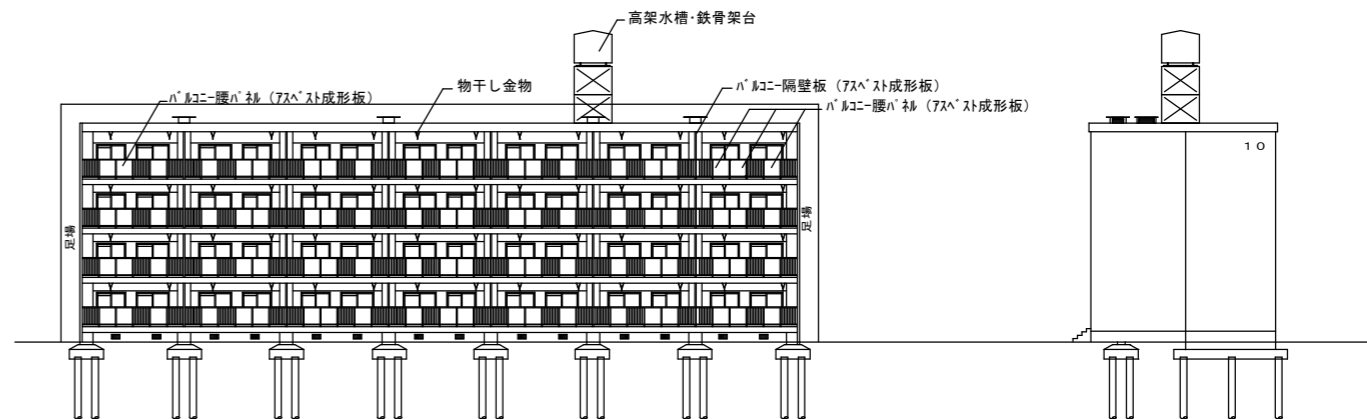


1階平面図・基礎伏せ図

面積表				
10号棟				
建築面積 363.42㎡				
	住戸数	各階床面積 (建築基準法上)	各階床面積 (地下含む・バルコニー含む)	左記の内 階段面積
4F	7	262.71	340.90	27.16
3F	7	262.71	340.90	27.16
2F	7	262.71	340.90	27.16
1F	7	262.71	340.90	27.16
合計	28	1,050.84	1,363.60	

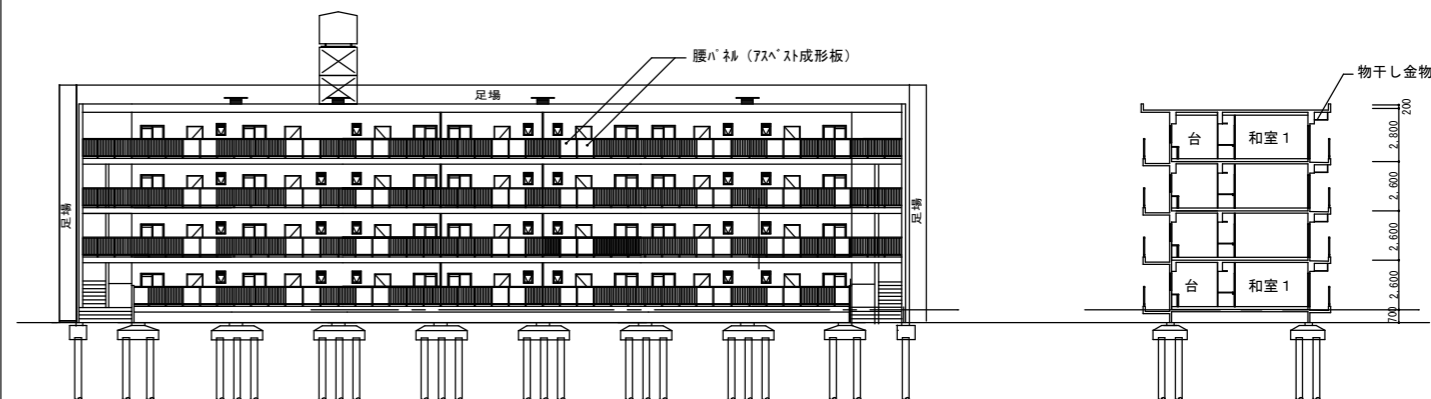
外部建具 (アルミ・スチール) 1戸当たり				
	W	H	箇所	備考
玄関ドア	0.80	1.80	1	SD
風呂	0.45	0.60	1	扉
便所	0.40	0.60	1	扉
台所	1.20	0.60	1	扉
和室	1.50	1.75	2	扉
その他 1戸当たり				
物干し金物	0.77	0.40	2	S

住戸内部仕上表				
室名	床	壁	天井	最上階
和室1、2	タタミ敷	プラスター塗 合板下地の上、SOP塗装	RCの上、土壁塗り	カラー プラスターボード
就寝室2	タタミ敷	プラスター塗 合板下地の上、SOP塗装	RCの上、土壁塗り	カラー プラスターボード
台所兼食事室	フローリング貼	カラーボード大平版6.3mm	RCの上、土壁塗り	プラスターボード 流し台、水切機
便所	防水モルタル	RCの上、SOP塗装	RCの上、土壁塗り	カラー プラスターボード
浴室	RC現し	RCの上、SOP塗装	RC現し	
押入	合板張り	合板張り	RC現し	ラワンベニア



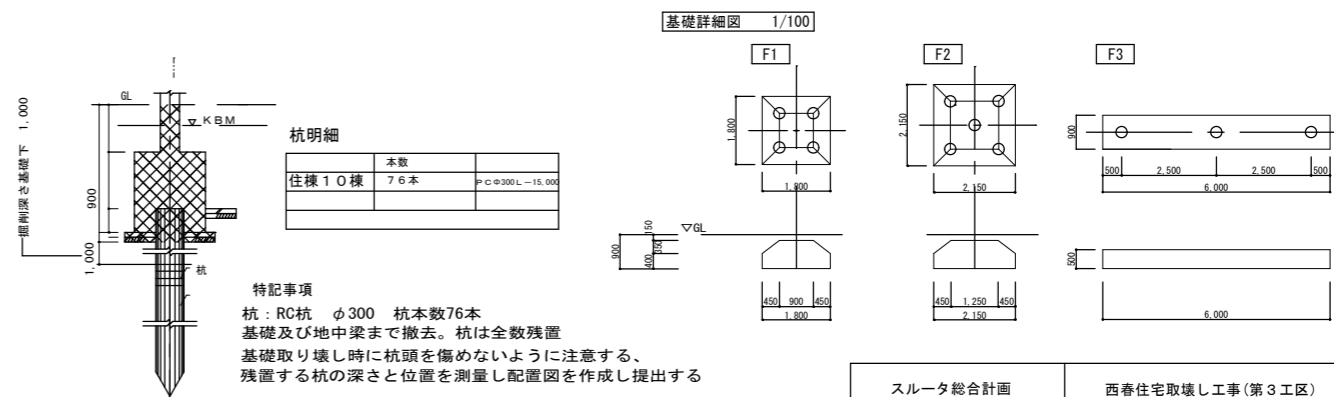
南立面図

西立面図



北立面図

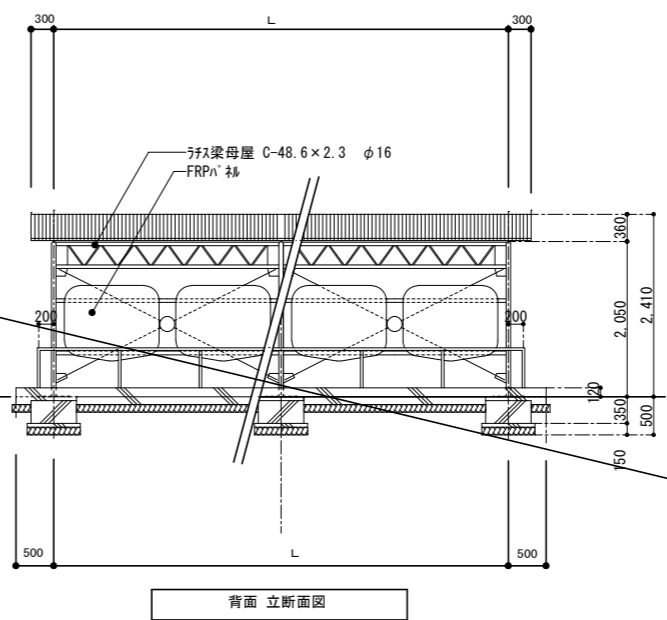
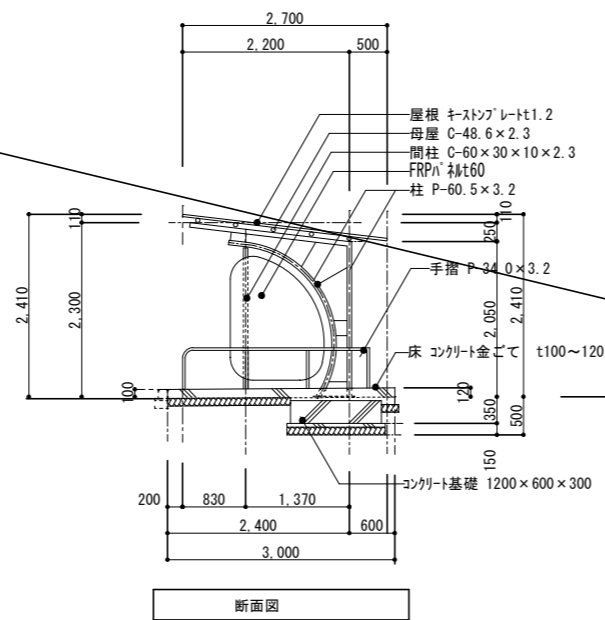
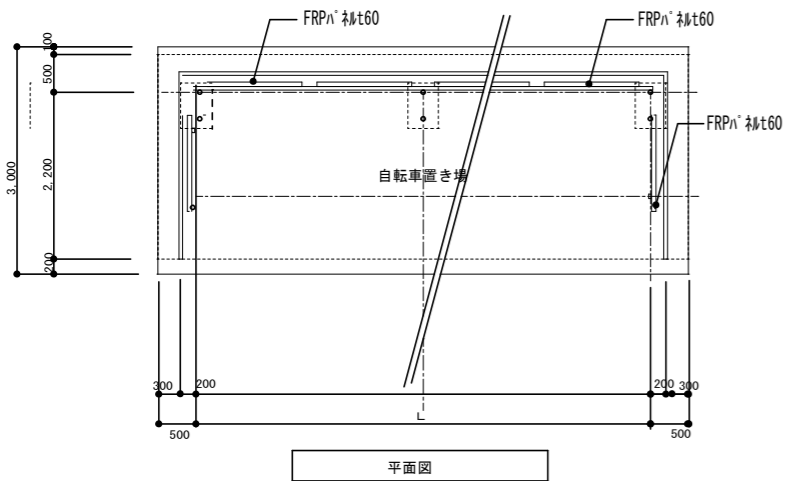
断面図



特記事項
 杭: RC杭 φ300 杭本数76本
 基礎及び地中梁まで撤去。杭は全数残置
 基礎取り壊し時に杭頭を傷めないように注意する。
 残置する杭の深さと位置を測量し配置図を作成し提出する

スルータ総合計画		西春住宅撤壊工事(第3工区)		図面番号 NO.09
一級建築士登録番号 第70115号	住宅棟(10棟)	縮尺 A1: 1/100, 1/200 A2: 1/200, 1/400		
河合純一	平面図・立面図・断面図・基礎伏せ図 基礎詳細図・面積表・仕上表			
設計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課			

Pタイプ 自転車置き場 (鉄骨造) 参考図

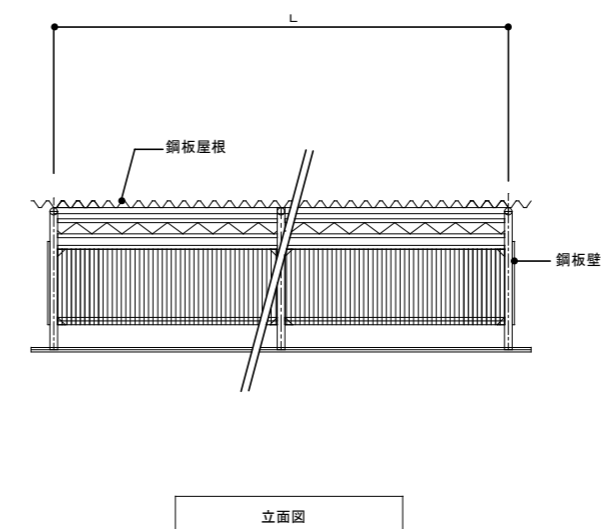
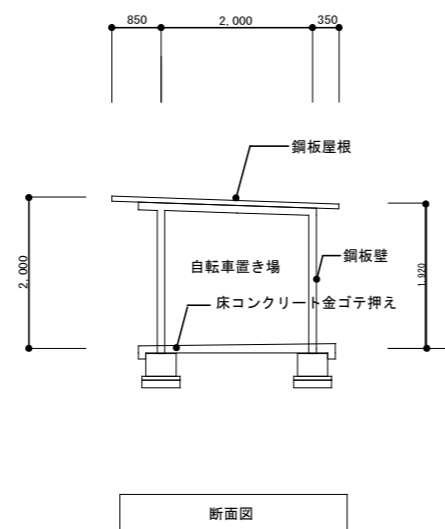
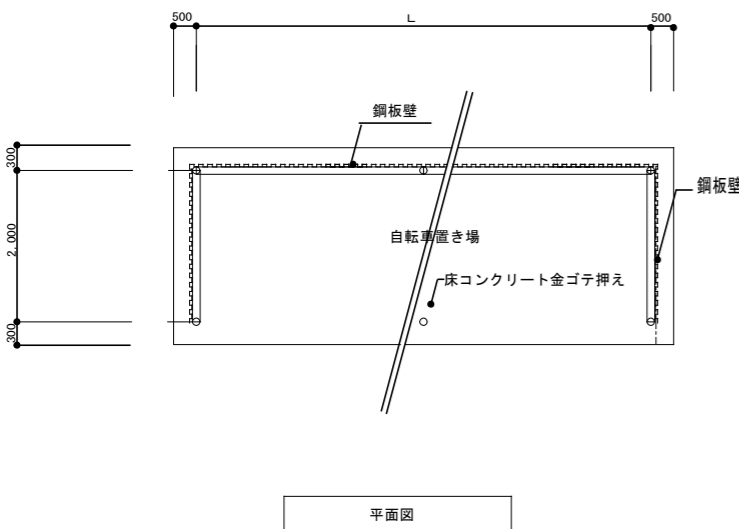


Pタイプ

P 6	パネル2連	L=6,000	
P 7	パネル3連	L=7,000	
P 9	パネル3連	L=9,000	
P 12	パネル4連	L=12,000	

小計

Sタイプ 自転車置き場 (鉄骨造) 1/50



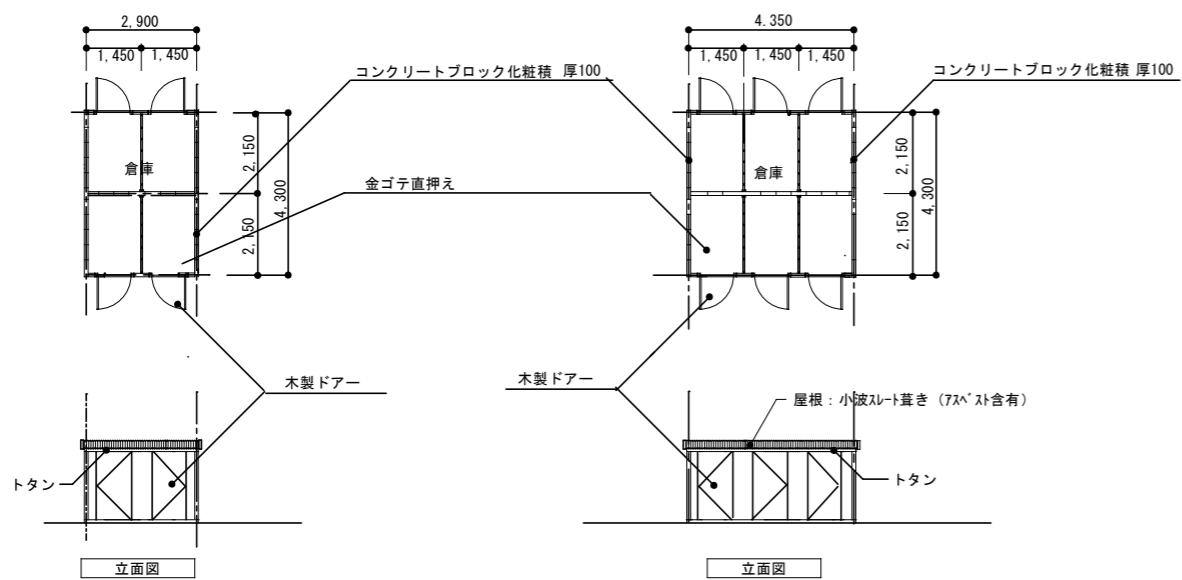
Sタイプ

S 6	2xハッチ	L=6,000	2棟(自転車置き場②、⑤)
S 9	3xハッチ	L=9,000	3棟(自転車置き場①、③、④)

小計

5棟

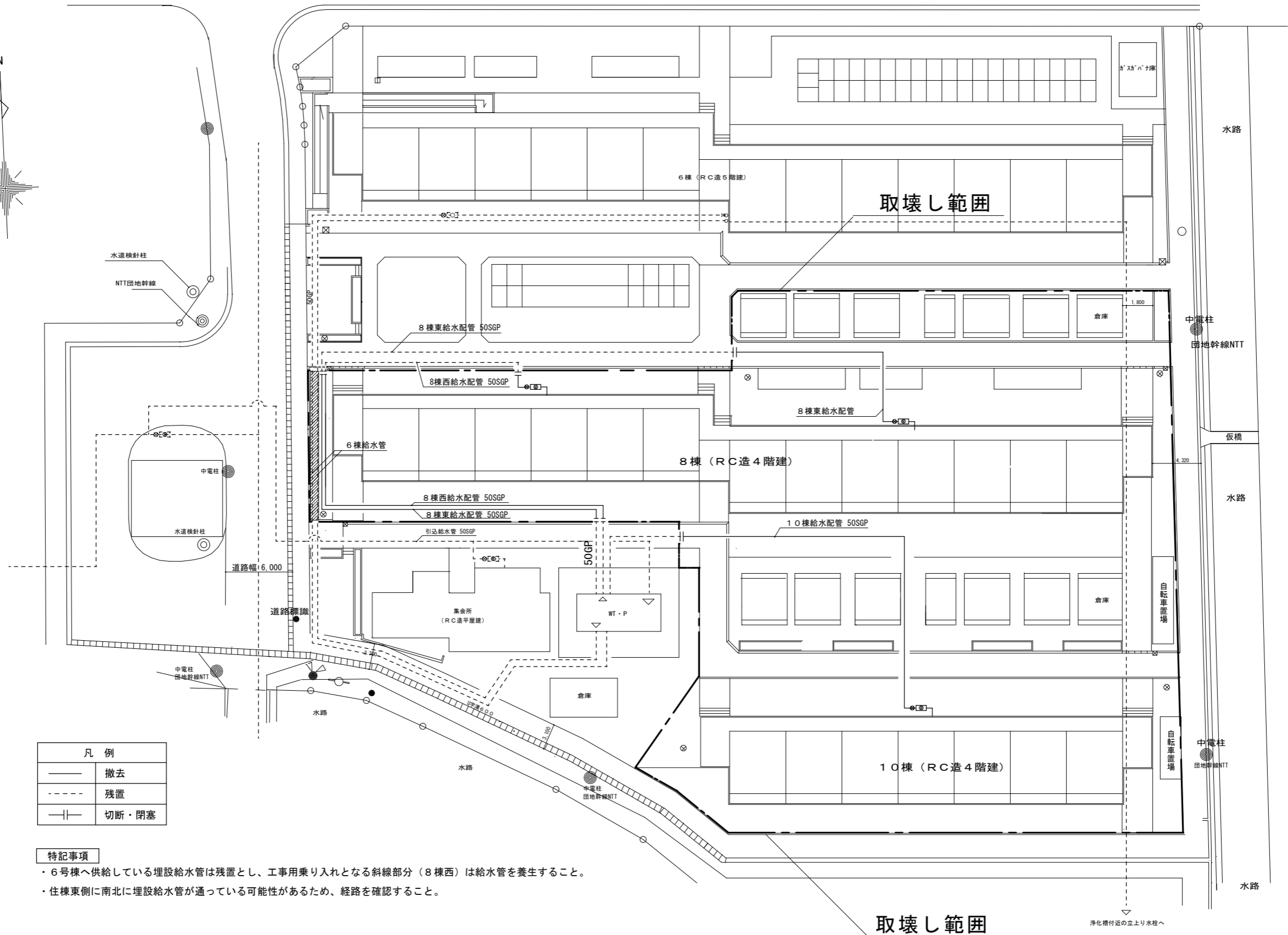
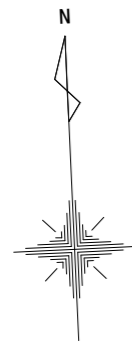
倉庫 参考図 1/100



種類	1棟面積 [m ²]	数量	面積 [m ²]
4室	12.47	2	24.94
6室	18.70	12	224.40
計		14	249.34

スルータ総合計画	西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第70115号 河合純一	付属棟(自転車置き場・倉庫) 平面図・立面図・断面図	縮尺 A1: 1/50-1/100 A3: 1/100-1/200
図面	設計 平成29年10月	NO. 10

愛知県建設部建築局公営住宅課



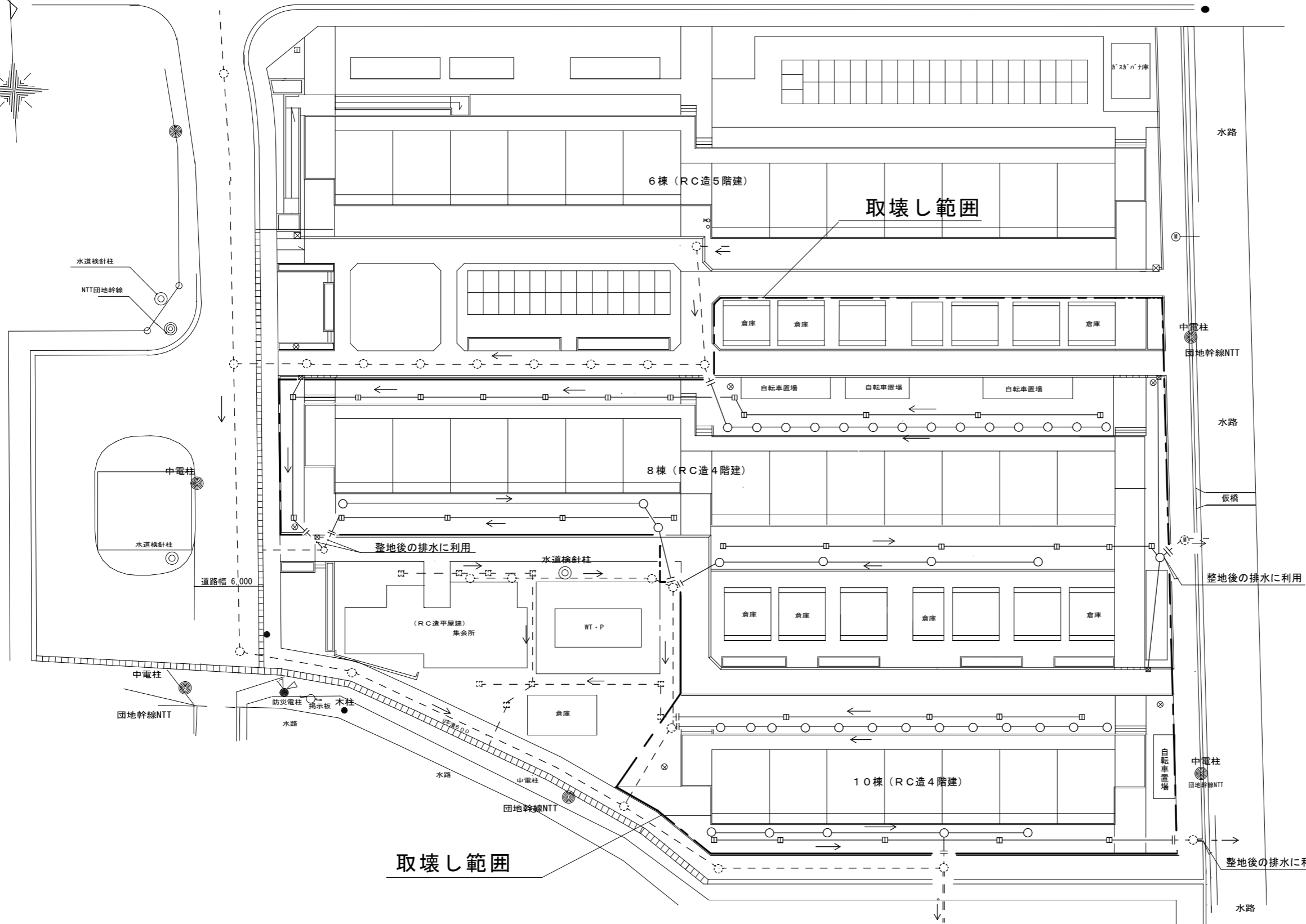
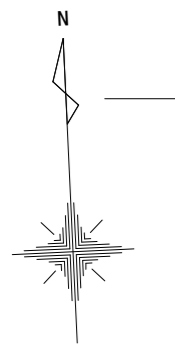
凡例	
—	撤去
- - -	残置
— —	切断・閉塞

特記事項

- ・6号棟へ供給している埋設給水管は残置とし、工所用乗り入れとなる斜線部分(8棟西)は給水管を養生すること。
- ・住棟東側に南北に埋設給水管が通っている可能性があるため、経路を確認すること。

屋外給水配管設備撤去図 1/200

スルータ総合計画	西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第70115号 河合 純一	屋外給水配管設備撤去図	NO. 11
検 図	設 計 H29年10月	縮 尺 A1:1/200 A3:1/400
愛知県建設部建築局公営住宅課		



撤去凡例	
○	汚水・雑排水樹
□	雨水樹
—	撤去
- - -	残置
	切断・閉塞
→	排水方向

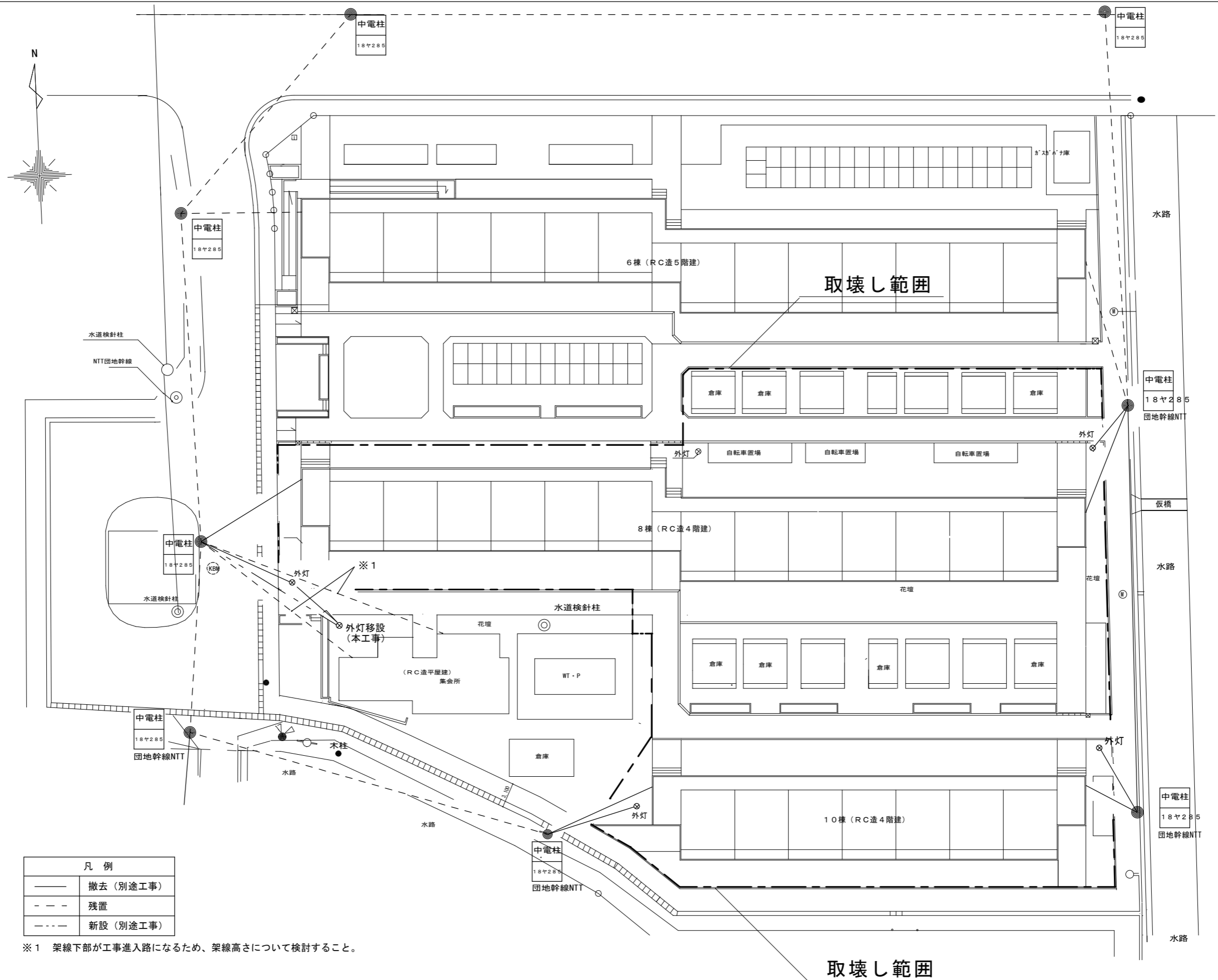
その他凡例	
⊙	マンホール
●	中電柱
◎	NTT柱
⊙	水道検針柱

特記事項

- ・取壊し範囲外に必要な排水設備は残置とする。
- ・取壊し前に排水方向を確認し、撤去・残置の区分について監督職員の承諾を得ること。

屋外排水管及び樹撤去図 1/200

スルー総合計画		西春住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第70115号	河合純一	屋外排水管及び樹撤去図	NO.12
縮尺 A1:1/200 A3:1/400			
検図	製図	設計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課

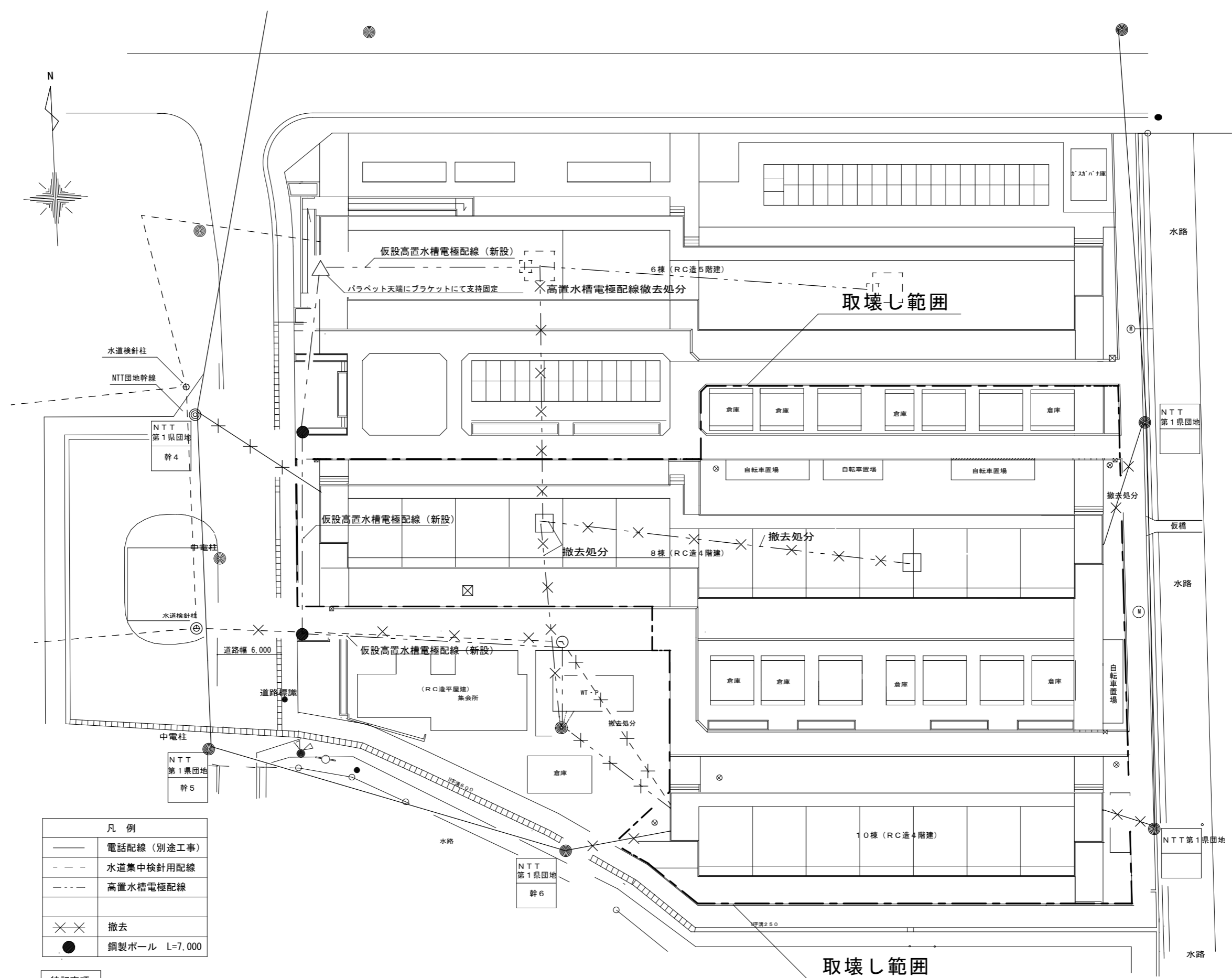


凡例	
—	撤去 (別途工事)
- - -	残置
- - -	新設 (別途工事)

※1 架線下部が工事進入路になるため、架線高さについて検討すること。

屋外電力設備撤去図 1/200

スルー総合計画	西春住宅取壊し工事 (第3工区)	図面番号
一般建築士登録番号 第70115号 河合純一	屋外電力設備撤去図	NO. 13
校 図	製 図	縮 尺 A1: 1/200 A3: 1/400
設 計 H29年10月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



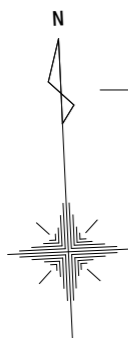
凡例	
—	電話配線 (別途工事)
- - -	水道集中検針用配線
- · - · -	高置水槽電極配線
× ×	撤去
●	鋼製ポール L=7,000

特記事項

- ・高置水槽電極配線は、6棟への機能を継続して維持すること。
- ・新設する仮設高置水槽電極配線は、KBM+5,000以上の高さとする。

屋外弱電設備撤去図 1/200

スルータ総合計画		西春住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第70115号		屋外弱電設備撤去図		NO. 14
河合純一		縮尺 A1:1/200 A3:1/400		
検	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	H29年10月		



凡例	
—	撤去
- - -	残置
— —	切断・閉塞 (別途工事)

特記事項
 ・斜線部分は、工事乗り入れのため、必要に応じて養生を行うこと。

屋外ガス配管設備撤去図 1/200

スルータ総合計画		西春住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第70115号		屋外ガス配管設備撤去図		縮尺
河合 純一				A1:1/200
				A3:1/400
検	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	計		
		H29年10月		NO. 15